

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 2 1 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 8 月 18 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第329条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 市県民税 第1期分）		大野 優奈
2	地方税法第329条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 市県民税 第1期分）		NGUYEN VAN HANH
3	以下余白		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(帳票整理番号：0000000000000098374)